

令和6年度フードパントリー実施業務企画提案募集要領

1 事業目的

今般の長期化する物価高騰の影響により、経済的に困難を抱える子育て世帯を取り巻く環境は以前にも増して厳しい状況となっており、また、これら世帯においては、地域で孤立し、既存の支援体制では把握しづらい場合や支援が届きづらい場合があることから、既存の支援体制を補完する仕組みが必要となる。

このため、困難を抱える子育て世帯を対象に食支援を行うフードパントリーを開催するとともに、食支援を契機として支援を必要としている家庭を既存の社会資源や支援制度につなげることを目的とする。

2 事業期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで。

3 委託の上限額

見積上限額は圏域別に以下のとおりとする（消費税及び地方消費税を含む）

北部、宮古、八重山圏域：1圏域につき 8,622,000円

中部、南部圏域：1圏域につき 18,622,000円

※当該金額は、企画提案において提示する金額の上限額であり、契約金額ではない。

※企画提案書の提出に当たっては1提案者1件（圏域）とし、対象圏域を明示のうえ、業務実施に必要な金額を見積もること。

4 募集事業数

北部、中部、南部、宮古、八重山の5圏域別に事業者を採択予定。

5 委託業務内容

別添「令和6年度フードパントリー実施業務委託に係る企画提案仕様書」のとおり

6 参加資格

次に掲げる要件全てを満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(注)地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資

格に関する規定第7条第2項（昭和47年7月20日告示69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、会社更正手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 1提案者（共同企業体で業務を実施する場合は1共同企業体）につき、提案は1件（圏域）であること。
- (6) 応募者が、県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者についてはこれらに加入していること、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っていること、その他労働関係法令を遵守していること。
- (8) 沖縄県内において、当法人・団体又は雇用する労働者等がこども支援に係る実績を有する者であること。
- (9) 沖縄県内に事業所がある法人・団体であること。共同企業体の場合は、いずれかの構成員は沖縄県内に事業所があり、委託業務の実施にあたって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。
- (10) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体の構成員は、上記応募資格(1)から(7)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格(8)及び(9)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体又は他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - オ 共同企業体を代表する事業者は、業務目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各業務の推進及び成果の達成を図るものとする。

7 応募手続き及びスケジュール

令和6年 9月30日（月）	企画提案公募及び質問受付開始
令和6年 10月10日（木）	質問事項受付締切 （令和6年 10月11日（金）までに回答）
令和6年 10月15日（火）	企画提案参加申込締切
令和6年 10月17日（木）	企画提案書等提出締切
令和6年 10月21～25日	事業推進部会選定審査（書面審査）
令和6年 10月29日（火）	審査結果通知
※予定	

令和6年10月31日(木) ※予定	見積提出・契約締結
----------------------	-----------

(1) 質問事項受付

質問書【様式1】を電子メールにて受け付ける。

ア 受付期限 令和6年10月10日(木)12:00まで(必着)

イ 質問に対する回答

令和6年10月11日(金)までに、質問者に直接メールにて回答するほか、沖縄県こども未来部こども家庭課ホームページに掲載する。

(2) 企画提案参加申込書の提出

ア 提出期限 令和6年10月15日(火)12:00まで(必着)

イ 提出書類

下記資料を電子メールにて提出すること。

- ・企画提案参加申込書【様式2】
- ・誓約書【様式3】(共同企業体の場合は構成員ごとに提出)

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和6年10月17日(木)16:00まで(必着)

イ 提出書類及び必要部数

- ・企画提案応募申請書【様式4】1部
- ・共同企業体協定書(共同企業体による応募の場合のみ)1部
- ・企画提案書等

以下の書類(ア)から(カ)を一式にまとめ、合計7部を提出すること。

なお、企画提案書等は、左端を仮綴じし(A4長辺側を2穴開け)、適宜インデックス等を付け全ての書類に通し番号でページを付けること。

また、以下(ア)から(ウ)については、一式を一つのPDFファイルにまとめ、電子メールにて提出すること。

- (ア) 企画提案書【任意様式】
- (イ) 団体概要【様式5】
- (ウ) 業務実績【様式6】
- (エ) 経費見積書【様式7】
- (オ) 定款、規約等
- (カ) その他、法人等の概要が分かる参考資料等

ウ 提出方法：持参又は郵送(到着確認が可能な手段で、申込期限必着)

(4) 各書類の提出先

「13 問い合わせ先」へ提出すること。

8 企画提案書の作成方法

企画提案書【任意様式】は、原則A4版20頁以内とする。（2アップは行わないこと。）

企画提案書には、別添仕様書の「5 業務委託内容」及び本要領「9 選定審査方法」に示す評価の観点を踏まえ、以下の項目に係る提案内容とその考え方について具体的に記載すること。

- (1) 企画提案の概要に関すること
 - ・ 本業務の目的についての提案者の解釈と、目的を遂行するための提案内容の考え方を記載すること。
- (2) 業務の実施体制に関すること
 - ・ 業務全体及びフードパントリー開催に当たっての実施体制を記載すること。
 - ・ 支援対象者への周知や事業実施に当たっての関係機関との連携についての考え方と、連携することで期待できる効果を記載すること。
 - ・ 対象圏域内におけるフードパントリーの実施方法や実施場所、食料品購入の方法について記載すること。
 - ・ 開催スケジュールとその考え方を記載すること。（5回程度の開催とすること。）
- (3) 支援内容に関すること
 - ・ アンケート実施に当たっての具体的な質問項目について記載すること。
 - ・ 支援につなげるに当たっての関係機関や既存事業との連携体制について記載すること。
 - ・ 既存の地域資源や社会制度についての認識と、連携方法の想定を記載すること。
- (4) 業務実績に関すること
 - ・ こどもや子育て世帯等を対象としたイベント開催や食支援の実績、同様又は類似の支援業務の実績を記載すること。

9 選定審査方法

(1) 審査方法

沖縄こどもの未来県民会議理事会の下に設置する事業推進部会において、提案内容や経費等について書面審査を行い、圏域毎に優れた提案者を上位として委託契約候補者の順位を決定する。

- (2) 企画提案書の提出後、必要があれば事務局担当者によるヒアリングを行う。
- (3) 審査は圏域毎におこない、それぞれの圏域ごとに委託契約候補者を決定する。
- (4) 選定に関する詳細な審査結果等については公表しない。

10 審査項目

審査項目は下記のとおりとする（配点合計：100点）。

- (1) 企画提案の概要に関すること（配点 10 点）

本業務の目的を十分に理解しており、業務目的に合致した提案がなされているか。
- (2) 実施体制に関すること（配点 30 点）
 - ア 業務全体及びフードパントリーを開催するに当たっての実施体制が適切に提案されているか。
 - イ フードパントリーを開催するに当たって、適切な周知を行う方法が提案されているか。
 - ウ フードパントリーを開催するに当たって、必要な食料品を確保できる体制が提案されているか。
 - エ 業務実施に当たり、適切なスケジュールが提案されているか。
- (3) 支援内容に関すること（配点 30 点）
 - ア 世帯の状況及び必要な支援を把握するためのアンケート質問項目が提案されているか。
 - イ 回答し易いアンケート方法が提案されているか。
 - ウ 支援につなげるために、地域の関係機関や既存事業との連携が構築できる体制となっているか。
 - エ 対象者を支援につなげるに当たって、地域における既存の社会資源や社会制度を理解しており、連携方法等が提案されているか。
- (4) 業務の実績に関すること（配点 10 点）

過去にこどもや子育て世帯等を対象としたイベント開催や食支援の実績、同様又は類似の支援業務の実績があるか。
- (5) 経費積算について（配点 5 点）

必要な経費が適切かつ効率的に、見積もられているか。
- (6) 独自提案について（配点 15 点）

事業の効果を高めるような提案があるか。

11 企画提案に係る留意事項

- (1) 企画提案書等は提案者 1 者につき 1 提案（圏域）のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返却しない。
- (2) 虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案書等は、無効とする。
- (3) 応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (4) 企画提案書の作成に要する費用等、企画提案に要する経費については、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。

12 結果の通知

選定結果は、全ての提案者に対して文書で通知する。

13 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続き

ア 委託事業者を決定したときは、沖縄こどもの未来県民会議は、あらためて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和 47 年規則第 12 号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認したうえで委託契約を締結するものとする。

イ 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

(2) 契約締結後、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、変更後の税率により計算した消費税及び地方消費税額を含んだ委託金の額を上限とする契約の一部変更を行う。

14 問い合わせ先

沖縄こどもの未来県民会議事務局

沖縄県こども未来部こども家庭課内（担当：奥平、小泉、砂川）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

Tel : 098-866-2174 Fax : 098-868-2402

E-mail : aa022004@pref.okinawa.lg.jp